

# 中高層共同住宅の検針・徴収に関する特別取扱協定書

岩倉市水道事業岩倉市長 久保田 桂朗 (以下「岩倉市」という。) と  
(以下「共同住宅設置者」という。) は、共同住宅設置者が管理する中高層共同住宅の敷地内に設置した給水の為の受水槽、給水管及び高架水槽等 (以下「給水施設」という。) により、岩倉市の給水を受ける者 (以下「水道使用者」という。) のメーター検針及び水道料金の徴収、その他に関して、岩倉市水道事業給水条例 (平成 10 年岩倉市条例第 2 号) (以下「給水条例」という。) その他の法令の定めるところにより、次のとおり協定を締結する。

## 記

- |   |              |     |    |        |
|---|--------------|-----|----|--------|
| 1 | 所在地          |     |    |        |
| 2 | 住宅名          |     |    |        |
| 3 | 構造及び給水戸数     | 造   | 階建 | 棟<br>戸 |
| 4 | 親メーター口径及び個数  |     | mm | 個      |
| 5 | 各戸メーター口径及び個数 |     | mm | 個      |
|   |              | 共用栓 | mm | 個      |

(給水装置の管理責任及び取扱いの範囲)

第1条 本協定により対象となる給水施設の管理責任及び取扱いの範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給水施設により給水を受ける賃貸住宅等であること。
- (2) 受水槽前に設置する量水器（以下「親メーター」という。）以下の給水施設の維持管理は、共同住宅設置者の管理責任とする。
- (3) 給水施設に設置する各住戸のメーター（以下「各戸メーター」という。）は、次の各号によるものとする。

ア 岩倉市の指定した集中検針方式による遠隔指示方式水道メーターであること。

イ 新設中高層共同住宅にあって、前号の設置が不可能と岩倉市が判断した場合及び既設中高層共同住宅にあっては、この限りでない。

- (4) 共同住宅設置者は、給水施設を修繕、増設及び改造等の工事を施行する場合は岩倉市と事前の協議をしなければならない。
- (5) 共同住宅設置者が管理する給水施設の維持管理について岩倉市が必要があると判断した場合は、共同住宅設置者の承諾を得たのち当該施設の立入検査をすることができるものとする。
- (6) 前号の立入検査に基づく岩倉市の指示事項について、共同住宅設置者は速やかに改善する等適切な措置をとらなければならない。

(水道管理人の選定等)

第2条 共同住宅設置者は、次の各号に掲げる事務を行わせる為に「水道管理人」を選定したのち、岩倉市に届け出なければならない。なお、変更があったときも同様とする。

- (1) 共同住宅の出入口がオートロック機能を有する場合、検針・徴収等の事務執行時に支障なく通行できるよう協力すること。
- (2) その他、水道に関し水道使用者から要請があったときは、速やかに岩倉市に連絡すること。

(メーター検針・水道料金の徴収方法)

第3条 岩倉市は、隔月の使用水量を定例日に検針し、翌月の指定日に水道料金として、各水道使用者から徴収する。

2 岩倉市が行う水道料金の徴収方法は、納入通知書、口座振替または、集金の方法によるものとする。

(メーターの設置及びメーター使用料)

第4条 メーターの設置は次の各号による。

- (1) 親メーターは、岩倉市が貸与する。
- (2) 各戸メーター及び共用メーターについては、共同住宅設置者が設置する。
  - 2 親メーターは、岩倉市の管理とする。
  - 3 各戸メーターは、共同住宅設置者の管理としメーター使用料は、徴しない。なお、故障等により検針不能となったもの及び、検定期間満了メーターについては、共同住宅設置者は岩倉市の要請により速やかに取替・整備しなければならない。

第5条 親メーターの使用水量と各戸メーターの合計使用水量(共用栓の使用水量を含む)に差値が生じた場合の水道料金等は共同住宅設置者から徴する。

- 2 前項の使用水量差値が10パーセントを超えたものについては、岩倉市の別途定める給水単価を乗じ、共同住宅設置者からこれを徴する。
- 3 前項の使用水量差値が10パーセントに満たない場合は、メーター公差値とみなし、これを徴しない。

(水量認定の措置)

第6条 岩倉市は、本協定第1条第3号に基づき設置された各戸メーターについて故障等により使用水量が判定できない場合は、過去の使用実績等を勘案し、当該検針月の使用水量を認定することができるものとする。

(水道料金の滞納者に対する措置)

第7条 岩倉市は、一の水道使用者が水道料金を滞納している場合は、次の各号による措置を講じることができる。

- (1) 滞納者に水道料金の支払いを督促すること。
- (2) 前号の督促をしたにもかかわらず水道料金を納付しない場合は、その事由が継続する間、当該住宅への給水を停止することができるものとする。

(協定の周知)

第8条 共同住宅設置者は、本協定の内容について「水道管理人」及び水道使用者に周知しなければならない。

(協定の解除)

第9条 岩倉市は、共同住宅設置者が本協定に違反した場合は、本協定を解除できる。

2 前項の定めにより、本協定の解除後、共同住宅設置者に損害が生じることがあっても、岩倉市はその責を負わない。

(措置)

第10条 本協定に定めのない事項については、岩倉市、共同住宅設置者協議のうえ定める。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1か年とする。ただし、本協定有効期間1か月前までに岩倉市、共同住宅設置者解除の意思表示のない場合は、自動的に更新したものとみなし更新した協定についても同様とする。

本協定の証として協定書2通を作成し、岩倉市、共同住宅設置者それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

岩倉市 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地  
岩倉市水道事業

岩倉市長 久保田桂朗

共同住宅設置者

# 入居者名簿

令和 年 月 日現在

No.	部屋番号	入居者名	入居年月日	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ 注 意 ※

1メーターごとに各戸漏れなく、記入して下さい。

# 入居者名簿

令和 年 月 日現在

No.	部屋番号	入居者名	入居年月日	備考

※ 注 意 ※

1 メーターごとに各戸漏れなく、記入して下さい。

令和 年 月 日

岩倉市水道事業

岩倉市長 久保田 桂朗 殿

共同住宅設置者  
住 所  
称号又は名称  
代表者の氏名  
電 話 ( )

中高層共同住宅の検針・徴収に関する  
特別取扱協定について（申請）

このことについて、 住宅に関する「中高層共同  
住宅の検針・徴収に関する特別取扱協定」を、別添のとおり締結  
いたしたく申請します。

給水装置管理人選定・変更届

年 月 日

岩倉市水道事業

岩倉市長 久保田 桂朗 殿

所有者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり給水装置の管理人を届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 選定	<input type="checkbox"/> 変更
給水装置の場所		
集合住宅	名称	
管 理 人	住所	
	氏名	電話番号
備 考		